

## 順天堂大学附属病院の整備に関する埼玉県副知事とさいたま市副市長連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 順天堂大学附属病院の早期開院に向けた今後の進め方について意見交換を行い、一層の連携を図るため、順天堂大学附属病院の整備に関する埼玉県副知事とさいたま市副市長連絡会議（以下「会議」とする。）を設置する。

### (構成)

第2条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 会議に議長を置く。

3 議長は、埼玉県副知事とする。

4 埼玉県副知事及びさいたま市副市長は、必要があると認めたときは、別表に定める構成員の者以外を構成員にし、又は出席を求めることができる。

### (運営)

第3条 会議は、議長が月1回招集し、主宰する。

2 会議は非公開とする。

### (庶務)

第4条 会議の庶務は、埼玉県保健医療部保健医療政策課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、埼玉県副知事とさいたま市副市長との協議により別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

別表（第2条関係）

会議構成員

<b>埼玉県</b>
副知事（保健医療部を所管する職にある者）、保健医療部長、健康政策局長、医療政策局長、保健医療政策課長、保健医療政策課政策参与
<b>さいたま市</b>
副市長（都市戦略本部のうち未来都市推進部の事務を所管する職にある者）、都市戦略本部長、未来都市推進部長、未来都市推進部参事